

壮警町告示第5号

平成28年壮警町議会第1回臨時会を、次のとおり招集する。

平成28年1月22日

壮警町長 佐藤 秀敏

記

1 期 日 平成28年1月29日

2 場 所 壮警町役場 大会議室

3 付議事件

- (1) 専決処分の承認を求めることについて
- (2) 専決処分の承認を求めることについて
- (3) 専決処分の承認を求めることについて
- (4) 専決処分の承認を求めることについて
- (5) 専決処分の承認を求めることについて
- (6) 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (7) 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (8) 平成27年度壮警町一般会計補正予算(第18号)について
- (9) 平成27年度壮警町簡易水道事業特別会計補正予算(第7号)について
- (10) 平成27年度壮警町集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について

○応招議員（9名）

1番 佐藤 恣君

3番 毛利 爾君

5番 真鍋 盛男君

7番 高井 一英君

9番 松本 勉君

2番 菊地 敏法君

4番 森 太郎君

6番 加藤 正志君

8番 長内 伸一君

○不応招議員（0名）

平成28年壮瞥町議会第1回臨時会会議録

○議事日程（第1号）

平成28年1月29日（金曜日） 午前10時00分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第1号ないし議案第10号

○出席議員（9名）

1番	佐藤	恣	君	2番	菊地	敏	法	君	
3番	毛利	爾	君	4番	森	太	郎	君	
5番	真鍋	盛	男	君	6番	加藤	正	志	君
7番	高井	一	英	君	8番	長内	伸	一	君
9番	松本	勉	君						

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町	長	佐藤	秀	敏	君
副町	長	杉村	治	男	君
教育	長	田鍋	敏	也	君
会計管理者	小	松	正	明	君
総務課長（兼）	工	藤	正	彦	君
企画調整課長	庵		匡		君
税務財政課長	上	名	正	樹	君
住民福祉課長	阿	部	正	一	君
商工観光課長	齊	藤	英	俊	君
経済環境課長（兼）	山	本	貴	浩	君
建設課長	作	田	宏	明	君
生涯学習課長	小	林	一	也	君
選管書記長（兼）	工	藤	正	彦	君
農委事務局長（兼）	山	本	貴	浩	君
監委事務局長（兼）	齋	藤	誠	士	君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼）	齋	藤	誠	士	君
---------	---	---	---	---	---

◎開会の宣告

○議長（松本 勉君） ただいまから平成 28 年壮瞥町議会第 1 回臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（松本 勉君） 直ちに本日の会議を開きます。
（午前 10 時 00 分）

◎議事日程の報告

○議長（松本 勉君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松本 勉君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、議長において
5 番 真鍋盛男君 6 番 加藤正志君
を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（松本 勉君） 日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日 1 日間と決しました。

◎議案第 1 号ないし議案第 10 号

○議長（松本 勉君） 日程第 3、議案第 1 号ないし議案第 10 号についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（杉村治男君） 本日、平成 28 年第 1 回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には時節柄大変ご多用のところ全員のご出席をいただき、まことにありがとうございます。

臨時会に提出いたします議件は、議案第 1 号から議案第 10 号までの 10 件でございます。

その内容について説明を申し上げます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

平成27年度壮瞥町一般会計補正予算（第15号）。

平成27年度壮瞥町一般会計補正予算（第15号）は、次に定めるところによる。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額43億9,701万6,000円に歳入歳出それぞれ31万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億9,733万3,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

専決処分は、平成27年12月22日であります。

事項別明細書、歳出から説明をいたします。6ページになります。土木費、水道費で31万7,000円の追加となります。簡易水道事業特別会計への繰出金となります。内容につきましては、国道453号沿いの下久保内、岩倉正さん宅から真鍋和弘さん宅の間付近で発生しました水道管の漏水に緊急対応するための繰出金の計上となります。

歳入では、地方交付税で31万7,000円の追加となります。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、ただいま説明した内容の再掲でありますので、説明は省略をいたします。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

平成27年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）。

平成27年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額1億5,465万5,000円に歳入歳出それぞれ31万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,497万2,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

こちらも専決処分は、平成27年12月22日であります。

事項別明細書の歳出から説明をいたします。12 ページになります。総務費、総務管理費、維持費で 31 万 7,000 円の追加となります。内容につきましては、先ほど一般会計のほうで説明した内容と同様でありますので、省略をいたします。

歳入では、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金で 31 万 7,000 円の追加となります。

第 1 表の歳入歳出予算補正につきましては、ただいま説明した内容の再掲でありますので、説明は省略をいたします。

議案第 3 号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

専決処分書。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

平成 27 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 16 号）。

平成 27 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 16 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額 43 億 9,733 万 3,000 円に歳入歳出それぞれ 67 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 43 億 9,800 万 3,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

専決処分は、平成 28 年 1 月 7 日となります。

事項別明細書の歳出から説明をいたします。18 ページになります。総務費、企画費で 27 万円の追加となります。行政情報システム運用管理事業においてありますが、久保内共同墓地手前の国道 453 号線沿いの電柱に共架している光ケーブルに倒木があり、ケーブル切断の危険があるため緊急に対応する必要があることから、撤去に要する経費計上となります。

土木費、水道費で 40 万円の追加となります。簡易水道事業特別会計への繰入金ではありますが、壮瞥温泉地区に給水をしている滝之町第 1 取水井戸の井戸水位が近年低下傾向が続いていることから、渇水期であるこの時期に緊急に井戸の電気探査調査を実施するため専決処分したものであります。

歳入では、地方交付税で 67 万円の追加となります。

第 1 表の歳入歳出予算補正につきましては、ただいま説明した内容の再掲でありますので、説明は省略をいたします。

議案第 4 号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

専決処分書。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要

するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

平成 27 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 6 号）。

平成 27 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額 1 億 5,497 万 2,000 円に歳入歳出それぞれ 40 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 5,537 万 2,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

専決処分は、平成 28 年 1 月 7 日となります。

こちら事項別明細書の歳出から説明をします。24 ページになります。施設費の建設改良費で 40 万円の追加となります。先ほど一般会計の中で説明をしました滝之町第 1 取水の水源に係る調査の委託料の計上となります。

歳入におきましては、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金で 40 万円の追加となります。

第 1 表の歳入歳出予算補正につきましては、ただいま説明した内容の再掲でありますので、説明は省略をいたします。

議案第 5 号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

専決処分書。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

平成 27 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 17 号）。

平成 27 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 17 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額 43 億 9,800 万 3,000 円に歳入歳出それぞれ 60 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 43 億 9,860 万 3,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

専決処分は、平成 28 年 1 月 22 日となります。

こちら事項別明細書の歳出から説明をします。30 ページになります。総務費、総務管理費、一般管理費で 60 万円の追加となります。役場庁舎等維持管理経費となりますが、空調機器室外機の圧縮装置 1 台に故障が発生し、役場側事務室の暖房に支障を来していることから、早急に修繕する必要があるため修繕経費の計上となります。

歳入では、地方交付税で 60 万円の追加となります。

第 1 表の歳入歳出予算補正につきましては、ただいま説明した内容の再掲でありますので、説明は省略をいたします。

次に、議案第6号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

32 ページになります。第1条と第2条につきましては議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正のもの、第3条と第4条につきましては特別職の職員の給与等に関する条例に関するものを記載しております。

附則を見ていただきたいと思いますが、この条例は、公布の日から施行するというようにしておりますが、ただし書きで第2条と第4条の規定につきましては、平成28年4月1日からの適用となります。

第1条と第3条の規定につきましては、平成27年の4月1日からの適用となります。

附則の3で期末手当の内払いということで、これまでの改正前の条例等を活用して算定しておりますので、この条例が制定された以降の3月までの間に差額を支給するというようになりますとの今回の条例の一部改正の提案となります。

なお、この提案のもととなりますのは、平成27年度の人事院勧告に基づく給与制度等の改正が今国会で成立したことに伴うものであります。

次に、議案第7号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

こちら34ページからになりますが、第1条におきましては、一般職と、それと再任用職員に関するもの、また55歳以上の特定職員に関するものを記載しております。

35ページ以降の別表第1につきましては、給料表の改正となります。

38ページの第2条につきましては、第1条のとおり一般職と再任用職員、それと55歳以上の特定職員に関する事項を記載しております。

附則におきましてもこの条例は、公布の日から施行する。ただし書きで第2条の規定については平成28年4月1日から適用すること、第1条の規定につきましては平成27年4月1日から適用するというように遡及適用の事項を記載しております。

また、3項につきましては、給与の内払いということで、これまでの条例改正前のものと比較しての差額の支給に関する適用条文となりまして、こちらも先ほどの説明と同様に3月までの間に差額を支給するという内容のものであります。

根拠は、先ほどの説明と同じですが、平成27年度の人事院勧告に基づく給与制度改正が今国会において成立したことに伴うものであります。

なお、お手元に新旧対照表をそれぞれつけておりますので、こちらは後ほどごらんいただきたいというふうに思います。

次に、議案第8号 平成27年度壮瞥町一般会計補正予算（第18号）について。

平成27年度壮瞥町一般会計補正予算（第18号）は、次に定めるところによる。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額 43 億 9,860 万 3,000 円に歳入歳出それぞれ 1,454 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 44 億 1,314 万 7,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

こちら事項別明細書、歳出から説明をいたします。44 ページになります。総務費、企画費で 179 万円の追加となります。企画調整用務経費となりますが、ふるさと納税に関してのものとなります。ふるさとチョイスやクレジットカード決済の利用により、1 月 18 日現在までに 546 件のふるさと納税がありました。このため返戻用品等の経費が不足するため、今後の不足が予想される分も含めて追加計上するものであります。寄附金としては 200 万円という内容になっております。また、ウェブ等の手数料として全体で 14%に消費税をプラスした分を計上するものであります。大変申しわけないのですが、12 月の定例会において補正予算を計上した際に手数料の算定を 2 分の 1 として計上したため不足が発生したことがございました。そのため前回 12 月定例会での 300 万円と今回の 200 万円分の手数料について合わせて 79 万円を計上するものであります。

民生費、社会福祉費、乳幼児医療費で 110 万円の追加となります。医療扶助費であります。現在小中学生への医療費助成を拡大しております。その部分で不足が発生していることから追加をするものであります。

衛生費、保健衛生費、廃止鉱山鉱害防止費で 904 万 1,000 円の追加となります。人件費につきましては、人事院勧告に基づく給与改定に関する不足分の計上となります。また、委託料につきましては、道予算の追加配分により中和処理場の電磁流量計などの更新等に要する経費計上となります。

土木費、道路橋梁費、道路橋梁維持費で 100 万円の追加となります。上久保内地区、幸内地区の一部で継続している地すべり対応について、発生当初からこれまで道立地質研究所の負担で地表部の動きの観測を行ってきておりますが、調査期間が終了することにより観測機器等が一時撤去されることとなっております。このため今後も現在の観測体制を維持することが必要となることから、町において GPS 観測機器など一式、3 基分となります。これを導入し、観測データの関係機関との共有化を図り、地すべり対策に対応するため、機器購入経費を計上するものであります。

水道費で 123 万円の追加となります。簡易水事業特別会計への繰出金となりますが、滝之町第 1 取水源の水源地の解析調査に要する経費計上となります。

次に、45 ページの下水道費で 38 万 3,000 円の追加となります。集落排水事業特別会計への繰出金となります。

歳入におきましては、43 ページになります。地方交付税で 354 万 4,000 円の追加となります。

道支出金、委託金、衛生費委託金で 900 万円の追加となります。幌別硫黄鉱山坑排水処

理業務委託金であります。

寄附金の一般寄附金で 200 万円の追加となります。これは、ふるさと納税に関するものであります。

第 1 表の歳入歳出予算補正につきましては、ただいま説明した内容の再掲でありますので、説明は省略をさせていただきます。

給与費明細書をつけておりますので、こちらは後ほどごらんいただきたいと思います。

議案第 9 号 平成 27 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 7 号）について。

平成 27 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額 1 億 5,537 万 2,000 円に歳入歳出それぞれ 123 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 5,660 万 2,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

こちら事項別明細書、歳出から説明をします。51 ページになります。施設費の建設改良費で 123 万円の追加となります。こちらは、先ほど一般会計で説明したとおり滝之町地区の第 1 水源の解析調査に係る委託料の計上となります。

歳入につきましては、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金で 123 万円の追加となります。

第 1 表の歳入歳出予算補正につきましては、ただいま説明した内容の再掲でありますので、説明は省略をさせていただきます。

議案第 10 号 平成 27 年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について。

平成 27 年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額 2 億 2,650 万円から歳入歳出それぞれ 2,832 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 9,817 万 3,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

こちら事項別明細書、歳出から説明をします。58 ページになります。集落排水事業費、集落排水総務管理費、集落排水一般管理費で 14 万 3,000 円の追加となります。人件費に係る分につきましては、人事院勧告に基づく給与改定に関する不足分の追加となります。

集落排水施設費、集落排水整備費で 2,847 万円の減額となります。集落排水整備事業に関しての委託料、工事費の事業執行による整理となります。

歳入におきましては、57 ページになります。国庫支出金、国庫補助金で 1,153 万 1,000 円の減額となります。機能強化事業の事業執行による整理となります。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金で 38 万 3,000 円の追加となります。

繰越金で42万1,000円の追加となります。前年度繰越金であります。

町債、集落排水債で1,760万円の減額となります。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、ただいま説明した内容の再掲でありますので、説明は省略をさせていただきます。

第2表の地方債補正につきましては、変更で、54ページになりますが、農業集落排水機能強化事業の限度額5,250万円を3,490万円にするものであります。

最後に給与費明細書を添付しておりますので、こちらは後ほどごらんいただきたいと思っております。

以上が今臨時会に提案いたします議件の内容であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松本 勉君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

日程第3のうち、議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第3のうち、議案第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第3のうち、議案第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたしま

す。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第3のうち、議案第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第3のうち、議案第5号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第3のうち、議案第6号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び

特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

1 番、佐藤 恣君。

○1 番（佐藤 恣君） 理解を深める上で何点か質問したいと思います。

まず、1 点目、今回の提案は壮警町特別職職員報酬等の審議会があつて、そこでいろいろと審議されて提案されたと思います。これは、条例に書いてあるとおりだと思いますけれども、条例第3条で審議会は委員5名をもって構成し、するということですね。そして、町長が委嘱するとあります。その委員は、壮警町の区域内の公共的団体の代表者だとか、その他住民のうちから委嘱することになっておりますけれども、今回の審議会の審議に当たっての公共団体等から委嘱された委員名とその他の中から委嘱した委員名はどなただったのか。

また、第4条では、審議会に委員の互選による会長を置くとありますけれども、今回の審議会の審議に当たって会長はどなたが互選されたのか、最初に伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時35分

○議長（松本 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（工藤正彦君） ご答弁申し上げます。

今回の議員と特別職の改正の関係につきましては、説明でもありましたとおり人事院勧告に基づくものでございまして、特別報酬の審議会にお諮りしてのものではございません。よろしいでしょうか。

○議長（松本 勉君） 1 番、佐藤 恣君。

○1 番（佐藤 恣君） 人事院勧告に基づいてということで、そこは理解します。

そこで、やはり今回の改正といいますか、それは条例に定めたとおりの金額を支給するというようなことだと思います。そこで、やはりこれについては町民の皆さんの理解を得ることが必要でないかということで、私いろいろと調べてみたのですが、現在減額して支給している歩みといいますか、そういうものを調べてみると、平成17年4月1日から19年3月31日までの間、これは特別職の減額、議員は17年4月1日からことしの28年3月31日までの間の減額、また特別職は最初に2年間やりましたけれども、今度19年3月31日からことしの3月31日までの合わせますと11年間減額によって支給されておりました。そこで、この11年間の減額による金額はおよそどのくらいになったのかなということをもしも資料等があれば説明願いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時38分

○議長（松本 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、総務課長。

○総務課長（工藤正彦君） ご答弁申し上げます。

今回の条例改正につきましては、手当の率の改正でございまして、今佐藤議員おっしゃった給料ですとか、また平成17年から期末手当の特別加算の分の減額は継続してきておりますけれども、今回の条例改正に伴います期末手当の率としての減額は行ってはきておりません。先ほど委員から質問のありました給料の減額ですとか、期末手当の加算の凍結による減額分というのは、ちょっと今資料を持ってきていないので、後ほど答弁させていただければというふうに思います。

○議長（松本 勉君） ほかにございませんか。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第3のうち、議案第7号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。ございませんか。

4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） この条例改正に伴う条例の規定が平成27年4月1日からと平成28年4月1日からということで分かれていると思うのですが、27年4月1日から適用される分についての給与費用の増額というか、これに伴う補正というのは必要ないのかどうかという確認ですが。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課長。

○総務課長（工藤正彦君） ご答弁申し上げます。

今回の改正によりまして、平成 27 年度分の給料の額と期末、勤勉手当、それから共済費と退職手当組合に給料が増額になる部分で影響が出てくるのですが、補正につきましては当初予算で組んだ給与費の中で休職等によって休んでいて支出していない部分がございますので、そちらで残りがありますので、改正によって増額する分がその中で賄えるということで今回は補正としては出しておりません。

○議長（松本 勉君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 7 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 7 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第 3 のうち、議案第 8 号 平成 27 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 18 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。一般 2 ページ、3 ページ、それから歳入について、全体で質疑を受けます。

1 番、佐藤 恣君。

○1 番（佐藤 恣君） 44 ページ見てください。そこで先ほどの説明では企画費、1 月 18 日現在で 546 件の納税があったというお話ありましたけれども、この 546 件の総額はどの程度だったのか、これについてお答え願いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、企画調整課長。

○企画調整課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

先ほど説明の中で 18 日現在で 546 件というご説明をさせていただきました。議案作成の段階での話だったのですが、最新でいいますと先週末、22 日現在で 584 件、945 万 3,000 円でございます。

以上です。

○議長（松本 勉君） 7 番、高井一英君。

○7 番（高井一英君） 44 ページの土木費の中の道路橋梁維持費という形で、今回 GPS

の分の器具、機材を購入するという感じなのですが、現状の動きというのはどういう状況にあるのかということの説明をお願いしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、建設課長。

○建設課長（作田宏明君） ご答弁申し上げます。

現状といたしましては、今は終息とはいきませんが、落ちついている状況という形で判断してございます。継続してずっと冬期間も毎月毎月各機関のデータを見てみますと、ほぼ、微動はしているところは見受けられるのですが、基本的にまだ確定して動いているという形の状況ではないという形です。ただ、これから降雪が終わって融雪期に入ると、またどのような動きがあるかというのは注視したいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号 平成27年度壮瞥町一般会計補正予算（第18号）については原案のとおり可決されました。

日程第3のうち、議案第9号 平成27年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号 平成27年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第7号）については原案のとおり可決されました。

日程第3のうち、議案第10号 平成27年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） 58ページです。これを見ていただきたいのですけれども、そこで2,847万の減額ですけれども、一番大きいのが壮瞥地区農業集落排水処理施設機能強化対策事業で2,789万6,000円、当初の予算書を見ますと7,800万円の予算を計上して、ざっと計算しても約35%の減額でこの工事が完了しておりますけれども、工事内容に変更があったのか、当初予定したものがそのまま実施できたのかどうか伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、建設課長。

○建設課長（作田宏明君） ご答弁申し上げます。

議員おっしゃられるとおり、当初予算7,800万を計上してございました。ただ、今回の集落排水の機能強化事業の補助事業でやっているわけでございますけれども、配分額が当初予算よりも減額となったという形になってございます。ですから、7,800万の当初予算から實際上5,500万の補助配分になったものですから、それに合わせてできる範囲の部分でやっただけです。ですから、基本的に当初予算から配分額の残額、差し引きの額、それが約2,300万程度ございましたので、その分の減額を精算したという形でございます。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） そうすると、5,500万円やった事業わかりました。そこで、当初予定していた事業ができなかったのではないかと思いますけれども、その事業については今後どのように進められるのか伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、建設課長。

○建設課長（作田宏明君） ご答弁申し上げます。

機能強化の対策事業につきましては、平成29年度までの6カ年で一応予定してございますので、28年、29年とあと2年間ございますので、その中で最終的な精査、あとは当初見ていた機器の改修とかもありましたが、それ以上に追加しなければいけないところも出てきているものですから、その辺の部分につきましても28、29で精算して実施したいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 10 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 10 号 平成 27 年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）については原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（松本 勉君） これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、平成 28 年壮瞥町議会第 1 回臨時会を閉会いたします。

（午前 10 時 51 分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員